

状を無視し、農民の生活を蹂躪するものと云はねばならぬ。

わが全国農民組合はかくの如き裁判所の処置に断乎反対し、これが暴止と要求するものである。

司法大臣宛

決議

小作争議はいよいよ激化し、益々深刻となつて居る。斯様な趨勢を生じた所以は全く現在の小作制度そのものに有するところは多言を要しない。十数年に亘る小作調停法による農林省の努力も、近來に於ける内務省の強制調停主義による政策もニの趨勢とは抗すべきもない。

我全農は今日の問題として迫りつゝある小作立法即ち耕稼権、小作料減免請求権等を内容とする小作法の即時制定を要求す。

農林大臣宛

三

即ち以上の四項目は今回の中央委員会の主要議題であつたが、これは一二

質問があつたのみで満場異議なく可決されたのであつた。

而して出米秋、府縣會選挙戦等の間近と迫れる時期を前にして、かく將來の方針に就いて明確なる闘争方針を確立し得た事は本中央委員会を十分意義あらしめたと同時に、今後と於ける我國農民運動上にも一大指標を與へたるものと云はるべきであつた。

尚本中央委員会では大阪代表より、嘗て分離せる全會兵庫縣復帰承認要求の動議が提出され、これは復帰要請の代表者が本會議に出席せざりしを理由に「調査の上承認すること」となつたが、議場の空氣よりすれば大体承認される模様であつて、過去に於てその思想的立場より互に分離せる兵庫縣聯が、かく合流を望むことはそれこそ時勢の變化であり、又全農内部でも思想的には幾分変更を生じて来たことを認むべきであらう。

とまれ、全農は現時に於ける客観的政治並に經濟狀勢に対応して十分その運動を發展せしむべく本中央委員会を開催したのであるが、その決定された方針は我國農民運動上に多大の影響を及ぼすであらう事は疑ふ可くもない事である。